

認定新規就農者の認定方法について

認定方法

就農してから5年目にあたる年に年間農業目標所得額が250万円となる計画（『青年等就農計画認定申請書』）を作成していただき、その計画を市が普及センターやJAなどの関係機関と一緒に審査し、認定します。

認定対象者

対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下にあてはまる方です。

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 特定の知識、技能を有する中高年齢者（65歳未満）

認定基準

経営目標を作成するにあたって、次の目標基準を設定していただきます。

- ・ 年間農業目標： 250万円（所得）
- ・ 年間労働時間： 2,000時間

経営計画作成

相談会を開催し、普及センターと農林振興課が計画作成のお手伝いをいたします。



問合せ先

常陸大宮市役所 農林振興課 TEL0295-52-1111
常陸大宮地域農業改良普及センター TEL0295-53-0116